

平成27年度 東京司法書士会 新人研修会

講義要項

平成27年11月

東京司法書士会 総合研修所 新人研修室

各講義の方針・内容等を、担当講師から紹介いたします。講義を受ける際の参考としてください。

講義によっては【事前課題】を出題していますので、必ず確認の上、受講してください。

◆平成27年11月30日（月） 倫理・綱紀

島田 弘 会員（城北支部）

綱紀調査手続き（懲戒申立てから懲戒処分まで）の流れを説明した後、実際の懲戒処分事例を見ながら、トラブル回避のための注意点・対処法を具体的に説明していく予定です。

国家資格者たる法律家として、「知らなかった」では済まされない綱紀・懲戒の実情を、新人の皆さんにご理解いただければと思っています。

【事前課題】

司法書士登録して間もない甲田司法書士は、乙司法書士事務所に勤務する補助者Aから以下の勧誘を受けた。当該勧誘を受諾しても問題ないか。問題があるとする場合には、その理由を答えよ。

『先月末で、乙司法書士事務所の代表乙野先生が高齢を理由に司法書士業を廃業しました。乙司法書士事務所には他に司法書士はおらず、補助者がA及びBの2名います。A及びB共に補助者歴は20年以上のベテランであり、事務所の経理も担当していました。

甲田先生に給与として月50万円支払うので、乙野先生の後任として乙司法書士事務所に勤務してくれませんか。

司法書士業務並びに経理等を含めた事務所経営は、今まで通りA及びBが全て行うので、初心者の甲田先生でも心配しなくて大丈夫ですよ。』

◆平成27年12月1日（火） 不動産登記の実務①「不動産売買の登記実務」

安齋 忍 会員（杉並支部）

本講義では、司法書士の主要業務の一つである不動産売買の登記の中から、最もポピュラーな事例として、不動産仲介業者の依頼に基づく残金決済の立会い業務について取り上げます。

講義前半では、準備段階において注意すべき論点を講師自らの経験、失敗談を交えつつ説明し、講義後半では、「不動産取引において司法書士が担う重要な役割」をご理解いただくため、決済の再現を行います。

時間の都合上、完璧な登記申請書を作成するための詳細な技術論をお話しできません。講義の重点もそこではありませんので、細かなメモは取らなくて結構です。

日曜夜のNHKスペシャルを観るような気軽な気持ちで、でも、決済立会い業務に向き合う上で核となる部分はどこか、それを意識し、記憶にとどめて戴ければ幸いです。

◆平成27年12月3日（木） 「本人確認、職務上請求及び東京司法書士会の組織とその活動」

野中 政志 会員（渋谷支部）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」について、簡単に目を通しておいてください。なお、「法令データ提供システム」というホームページでも見ることができます。

「戸籍法」第10条から第10条の4までについて、簡単に目を通しておいてください。

「住民基本台帳法」第12条から第12条の3までについて、簡単に目を通しておいてください。

「司法書士法」、「司法書士法施行規則」について、簡単に復習しておいてください。

「東京司法書士会会則」について、簡単に目を通しておいてください。なお、「東京司法書士会」のホームページの「情報公開資料」のページで見ることができます。

◆平成27年12月4日（金） 不動産登記の実務②「相続の相談と登記」

中尾 加奈 会員（文京支部）

司法書士としての基本的業務である相続登記手続きについて、その依頼を受け受任する場面から、資料集め→登記申請→審査完了→書類の引渡し、までを一連の流れに沿って講義します。

試験対策として勉強する法令上の知識から実務に一步踏み込んで、実際の実務においての各場面をなるべくイメージしていただけるように意識して進めます。

受講者の中には実務経験者もいらっしゃるかと思いますが、毎年、受講者の大多数が実務未経験者の方々ですので、基本的な相続登記手続きのパターンを軸にして、その中でも特に資料集めとしての重要な役割をもつ、戸籍の読み方、集め方の解説に時間を割いていく予定です。

若干の特殊事例も交えていきますが、限られた講義時間が無駄にならないように、実務に生かしていただけるべく、まずは基本の流れをわかりやすくお伝えしたいと思います。

【事前課題】

Aさんは、先日お亡くなりになったお母様の相続手続きについてご相談にいらっしゃいました。

主な相続財産は、Aさんとお母様の共有名義のマンションが1室。

お父様はすでにご逝去されていますが、お母様に離婚歴があり、異父兄弟のBさんがいらっしゃるとのことでした。

推定相続人は、AさんとBさんの2人のようです。

AさんはBさんの存在こそ知っていたが、お母様の生前はまったくおつきあいがなかった。しかし、お葬式にBさんが来られ、その際に会われたとのこと。

「なんとなくですが、お葬式の時に、マンションは私が相続したい旨の話をし、OKはもらっています。ただ、実際の相続手続きにあたり、Bとは今まで全くつきあいがなく直接連絡を取りにくいので、先生の方から協議書にサインするよう、Bに連絡していただけますか」とAさんに依頼されました。

さて、あなただったらどう答えますか。

◆平成27年12月6日(日) 商業登記の実務①「会社設立と定款変更」

高橋 聡英 会員(墨田・江東支部)

講義内容について

会社法施行以来、「株式会社の設立は簡単にできる」とされているようです。機関設計の選択の幅の広さはあるものの、取締役1名の設立であれば我々の専門的知識を提供する場面は限定的であるように感じられます。しかし、この設立手続をスムーズに行うことが「会社の最初の場面」で司法書士という立場を印象づけることができ、その後の「長いお付き合い」に繋がります。今回の講義では、設立登記の手続について具体例・失敗談も交えてお話しいたします。

なお、2年前までは設立手続について講義時間の半分以上をさいていたのですが、この時間配分を見直し、「会社の状態別(設立から上場まで)」に、どのようなことが経営者の関心事項であるのか、他の士業との関わりなどについてお伝えする時間をとります。

続いて、定款変更を中心に、本店移転、解散・清算等の各登記手続と役員変更を題材に講義をします。役員変更登記は、役員の任期伸長により登記の頻度が減ったとはいえ、やはり商業登記の定番であり、その他の登記についても、頻度が多いと考えられるものを中心に講義を行います。

講義の進め方について

申請書の記載方法、添付情報(書類)については、試験合格者であれば実務に十分対応できますので講義では言及しません。テキスト記載事項をすべて音読する時間ありません。

そのかわり、「顧客からはどのような言葉で依頼が来るのか」という実例を挙げることで、「受験時には明確であった指示が、実務上は曖昧」であったりして戸惑う場面などに対応できるよう、受諾の際に確認すべき事項について、実際の依頼内容を題材とすることを意識して進めます。理論よりも実体験に基づいた内容とし、実務に役立つ講義を心がけたいと思います。

近年、商業登記についてかなり詳細な書籍が発行されているように、商業登記を含めて会社法務は司法書士が強い、と伝道してくださる同職が増えました。こうした動きを受け、「司法書士は、会社法務のどのような場面でその役割を期待されているのか」ということについても個人的見解ではありますが、お伝えしていきたいと考えております。

最後に、「商業登記はわからない」、とって避ける同職もおりますが、最初から会社法を学習して合格してきた皆さんにとってはむしろチャンスです。実体法に沿って決議などを行

い、それを法令に従って手続きすればよいということを改めて強調いたします。

***事前にテキストの下記の部分に目を通しておいてください。**

「設立依頼メール見本」「定款変更依頼メール見本」「役員変更依頼メール見本」

時間の関係上、当日の講義では上記部分はざっと触れる程度にならざるを得ませんので、目を通して頂いたことを前提に進めて行きます。講義において何か発表してもらおうということではありません。

◆平成27年12月6日（日） 商業登記の実務②「増減資の登記実務」

久我 祐司 会員（文京支部）

今回の講義のテーマは増資手続き及び減資手続きに関する登記です。

増減資の手続きを理解するには、会計に関する基本的な知識は不可欠です。少なくとも、貸借対照表の純資産の部の読み方は必須です。

今回の講義では、会社法計算規則から出発して、計算書類に使われる基本的な用語を確認した上で、増減資に関する会計基準や税務の問題についても、最低限押さえておくべき事項について確認していきます。その上で、具体的な事例に沿って、登記を含めた必要な手続きを確認していきます。

【事前課題】

1. 貸借対照表で使われる用語について、会社法・規則等で確認してください。
2. 資本金1円で設立した会社の会計上の問題点はどんなことが考えられますか。
3. 株主割当てによる増資と第三者割当てによる増資のそれぞれの目的と効果について検討してください。

◆平成27年12月7日（月） 渉外登記の実務

山北 英仁 会員（中央支部）

四半世紀以上から、国際化が新聞紙上を賑わせていますが、司法書士業務の大半は国内業務に偏っていて、「渉外登記」があまり普及していません。「渉外登記」といえども司法書士

が担う分野の一つです。たまたま、外国人または外国企業が依頼者となるだけのことで、業務は日本の手続法を適用して登記手続きに乗せるだけのものです。ただ、実体法である民法や会社法等について、どの国の法律を適用しての解釈又は準拠法とすべきかの注意は必要になってきます。司法書士試験の中では取り上げられない分野ですので、何が涉外登記なのかを知って、興味を持っていただければ幸いです。

【事前課題】

日本に居住している被相続人はアメリカ人です。日本人の妻と未成年の子供2人を残して亡くなりました。財産は日本とカリフォルニア州にそれぞれ不動産と預貯金を残しています。この度、その遺産整理の依頼を受けました。あなたならどう処理しますか？

◆平成27年12月9日（水） 不動産登記の実務③「抵当権等債権保全の相談と登記」

濱 智幸 会員（豊島支部）

まず、債権保全に必要な知識について話をします。

次に、登記の受託にあたって確認すべき事項について話をします。これは、抵当権設定登記に限らず登記全般にわたる重要な項目です。

最後に、（根）抵当権の設定登記と抹消登記について、契約書や関係書類を見ながら個別・具体的な説明をします。

また、政府系金融機関やメガバンクの再編についても話をします。

【事前課題】

大学時代の友人Aからお金を貸してほしいとの依頼がありました。

あなたの手元には貸すお金はあります。

債権保全を考えて、あなたはどのように対応しますか？

金額が、①1,000円の場合、②100,000円の場合、③10,000,000円の場合

◆平成27年12月10日（木） 成年後見の実務

稲岡 秀之 会員（武蔵野支部）

司法書士業務を行う上で、成年後見に関する知識は欠かせないものとなっています。

登記業務や訴訟業務においても成年後見実務に関する知識が求められます。司法書士試験で問われる法的知識をベースに、更に成年後見制度に関わるさまざまな知識を広げる必要があります。

講義では、成年後見制度の概要、現状を概観した上で、制度の基礎知識習得に向けてお話しします。また、書籍等で得られる知識ではなく、成年後見人からのリアルなレポートを通じて、現場の様子を知っていただきたいと思います。事案の困難さや厳しさの先にある大きな喜びとやりがいをお伝えできたらと思っています。

◆平成27年12月12日（土） 債務整理の実務「任意整理・破産・個人再生の実務」

安藤 剛史 会員（文京支部）

簡裁代理権の取得、最高裁判例の蓄積、実務の積み重ねなどによって、司法書士にとって債務整理事件に取り組みやすい環境がある程度整いました。

しかし、皮肉なことに、取り組みやすくなったことで、債務整理は「誰でも簡単にできる」「定型的に大量処理ができる」といった安易な考え方に結びつきやすくなってしまいました。

不適切・不誠実な事件処理により依頼者が不利な状況に陥るケース、またそこからトラブルや懲戒等に発展するケースが多く見られ、司法書士という職能に対する信頼そのものを損ないかねない状況にあるのも事実です。

本講義では、クレサラ事件の全体像、実際に相談にあたる際に注意すべき点、トラブルに発展しないような事件処理をするための心構え、近年の動向などをお話ししたいと思います。

各整理手続についての細かい知識よりも、考え方や取り組み方に重点をおき、総論的なお話を予定しています。時間に限りがあり、レジュメ・資料の全てについて触れることはできませんが、第一歩として債務整理事件の全体像についてイメージを掴んでいただければと思います。

予習をする余裕のある方は、以下の設問について考えてみてください。他の受講生と意見交換をしてもよいと思います。

【債務整理未経験の方向け】

設問1、司法書士試験に合格したあなたは、特に法律に詳しくない友人から「〇〇って何？」と聞かれました。どのように説明しますか。

(1) グレーゾーン金利

(2) 過払金

(3) ヤミ金融

【債務整理の経験がある方向け】

設問2、あなたと同期合格の友人、甲山さんが独立開業して数ヶ月。まだこれといった仕事もなく結構暇だという甲山さんがあなたに相談を持ちかけてきました。

ある日、甲山事務所に「多重債務者救済業務のお誘い」（講義資料20参照）というFAXが届き、次の日、岡田と名乗る人物から「ぜひ一度先生とお会いしてお話をしたい」という電話がかかってきたというのです。

甲山さんはあなたに「顧問料は魅力的だけどどう思う？」と相談しています。

あなたは甲山氏に対しどのような回答をしますか。

また、それはどのような理由からですか。

設問3、債務整理を多く手がける乙野司法書士事務所に勤務するあなた。司法書士試験合格後、簡裁代理の認定試験にも合格し、乙野事務所内で司法書士登録をすることになりました。

(1) 登録を済ませたある日、乙野所長から

「君は簡裁代理権をフル活用して任意整理と過払事件を専門に扱ってくれ。破産や個人再生になりそうな事件はうちでは基本的に扱わないから面談の段階で断ってなるべく受けないように」という指示がありました。

あなたが所長から受けた指示に問題があるとすれば、どのような点が考えられますか。

(2) あなたは、依頼者Aさんの事件を受任し、大手貸金業者ナイフルに対する過払金50万円の返還請求事件の訴状を作成していたところ、乙野所長から「ナイフルとは話が付いて、うちの事務所で出た過払金は全て一律1年後に6割返してもらえると内容ですぐに和解できることになった。

Aさんの過払金も1年後に30万戻ってくるから、交渉も要らないし裁判を起こす必要はなくなりました。訴状を作るのは取りやめてくれ」と言われました。

Aさんは「過払金を他の会社の返済に充てたい。返してもらえるものは全部返してほしい」と言っています。

あなたは、Aさんの事件をどのように処理しますか。

また、あなたが乙野所長から受けた指示に問題があるとするれば、どのような点が考えられますか。

◆平成27年12月12日（土） 裁判業務の実務

力丸 寛 会員（新宿支部）

裁判業務の実務がテーマですので、大変に広範な事項を扱うこととなります。限られた時間の中で、お話をすることになるため、駆け足での講義になると思われます。消費者事件の説明における各種法律の説明の詳細など、当日割愛する部分があります。レジュメに一度目を通されておき、特定商取引法や割賦販売法に関する入門書的な書籍を読んでおくことをお勧めします。これらの法律について、細かい部分までを予習しておく必要はありませんが、概要がどのようなものなのかを頭に入れておくだけで、理解しやすくなるものと思います。

◆平成27年12月14日（月） 債権譲渡・動産譲渡登記の実務

初瀬 智彦 会員（中央支部）

債権譲渡登記や動産譲渡登記は司法書士の業務分野ですが、登記制度創設から10年程度とまだ日が浅く、積極的に取り組んでいる司法書士は未だ少ない状況となっております。そこで、本研修では、債権譲渡登記・動産譲渡登記とはどのようなものか、どのように司法書士とかかわりが出てくるのかなどの概略をお話します。また、債権譲渡登記や動産譲渡登記が実際のどのような場面で利用されているのか、今後どのように利用される可能性があるのか、今後の債権法改正に伴いこれらの制度へどのような影響があるかといった債権譲渡登記や動産譲渡登記の可能性・未来についても皆さんと一緒に検討していきます。

【事前課題】

講義資料5「登記は嘘をつかない～債権譲渡担保・動産譲渡担保の落とし穴」を本研修までに読んでおいてください。受験時代に触れたことのない登記についてイメージを持ってもらうためです。

資料を読んだことを前提として考えていただきたいのは、債権譲渡登記や動産譲渡登記はどのような場面で、どのような目的で利用されるものであるか、司法書士はどのように関わっていけるのかという点です。また、不動産登記や商業登記との相違点としてはどのようなことが挙げられるかも皆さんなりに考えてみてください。